

建物遠隔監視並びに監視制御設備保守点検他業務特記仕様書

1 業務概要

本業務は、大阪市立科学館の建物遠隔監視並びに監視制御設備保守点検業務を行うもので、設計図書（本仕様書、共通仕様書）に基づき保守点検を行うとともに、それに伴う書類の作成及び手続き等、報告書を提出するまでの一切の業務を行うものとする。

2 保守点検対象設備

(1) 建物遠隔監視

- ア 遠隔監視業務
- イ 定期巡回業務
- ウ 緊急対応業務

(2) 監視制御設備保守点検

- ア セントラルシステム本体
- イ セントラルシステム周辺機器
- ウ リモート系統

(3) ポンプ、空調機他外観保守点検

- ア 空冷ヒートポンプチラー系統
- イ アトリウム系統空調機
- ウ ホール系統空調機
- エ 展示場系統空調機
- オ ファンコイル制御
- カ 散水制御
- キ ファン発停制御
- ク ハロン排気制御
- ケ 室内外気温、湿度計測
- コ 給排気ファンインターロック
- サ 自動制御盤（補助機器）

詳細は、別紙 1-(1)「空調機点検リスト」1-(2)「全熱交換器設備点検リスト」
「排煙機点検リスト」1-(3)「ポンプ点検リスト」のとおり

3 点検内容

共通仕様書第2編第5章第1節5.1.1、第2節5.2.1、第3節5.3.1、第4章第1節4.1.1、4.1.2、第4節4.4.4、4.4.5、4.4.6、4.4.7、4.4.8、4.4.9、第5節4.5.7によるものの他、本仕様書による。

4 業務内容

大阪市立科学館内にある設備の警報情報を中央監視装置(アズビル株式会社 savic-net FX)を経由、電話回線(公衆回線、専用回線等)を用いて伝送し、遠隔監視センターの監視装置で遠隔監視を行う。

また、定期的に遠隔監視センター、その他の拠点の技術者が現地を巡回して、点検整備をする。

(1) 遠隔監視、運転操作・制御の業務

- ア 対象設備機器の警報監視(別紙ポイント一覧表を参照)
- イ 発生警報に関する状況判断と緊急出動要請
- ウ 設備クレームの受付、クレームへの対応および対応指示、要請
- エ 警報データの収集、応急措置報告の確認、記録
- オ 監視、運転操作報告書の作成、提出
- カ その他上記業務に付随する業務

(2) 巡回点検業務

- ア 対象設備機器の状態確認と必要な調整及び運転停止操作
- イ 現場計器による計測値の記録と指示値の推移による状況判断
- ウ 対象設備機器の不良箇所の摘出と必要な修繕、応急措置
- エ 緊急出動による応急措置後の点検
- オ 対象設備機器の必要な整備・修繕内容および改善事項の提言
- カ 巡回点検報告書の作成、提出
- キ その他上記業務に付随する業務

(3) 緊急対応業務

- ア 発生警報に基づく遠隔監視センターからの要請による緊急出動、現地確認ならびに応急措置
- イ 業務の対象設備に関するクレーム発生時の遠隔監視センター等からの要請による緊急出動、現地確認ならびに応急措置
- ウ 緊急出動により確認した現地の状態および応急措置内容の報告

5 作業日時等

(1) 遠隔監視、運転操作および緊急対応業務(終日)

ポイント支援表に基づいて発注者に連絡等の対応を行うこと。

(2) 巡回点検業務(随時)

大阪市立科学館開館日の午前9時00分から午後5時30分までを原則とする。

緊急を除く定例点検業務は、大阪市立科学館休館日のメンテナンス可能日の午前9時00分から午後5時00分までを原則とする。

ただし、発注者と十分協議のうえ、施設の運営に支障のないものについては、その限りではない。

作業日に変更が生じた場合は、速やかに発注者に連絡すること。

6 その他

- (1) 点検作業は安全管理等に充分配慮し、常に2名以上で行うこと。
- (2) 劣化及び不良等を発見した場合、必要に応じ劣化状況等を示す写真及び図面等をあわせて速やかに報告すること。
- (3) 全ての点検作業員に対して、技術研修の充実を図り、作業マニュアル等の周知徹底を行うこと。また、点検作業については常に複数でのチェックを実施するなど、履行の確認を徹底すること。
- (4) 故障、事故など不具合が生じた機器・部品は、次回の点検時より重点点検を行うこと。重点点検の実施及び期間は、発注者と協議の上決定する。点検結果は毎月の点検報告書に併せて報告すること。
- (5) 当該設備に故障または事故、その他の非常事態が発生した場合は、遠隔監視センター、その他の拠点から技術者が現地に急行して、適切に措置すること。

応急処置フロー

